



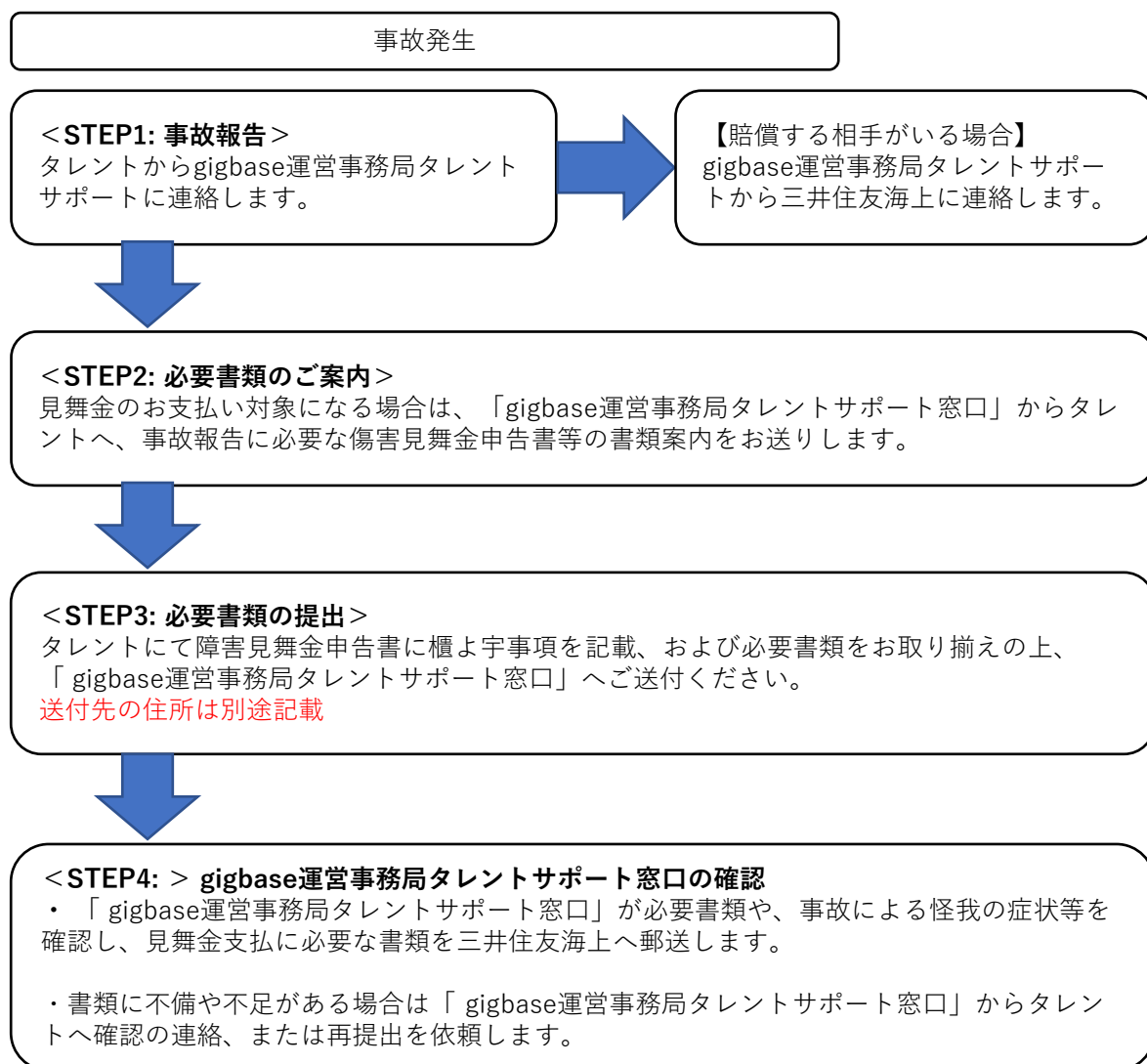
タレントサポートプログラム
傷害見舞金ご請求の手引き

タレント自身の怪我について

・タレント自身の怪我について、「傷害見舞金支給規定」に基づく見舞金のお支払いまでの大きな流れをご説明します(個別の事案によっては流れが変わることもあります)。

・タレントが「gigbase」で受託した契約日時に業務現場で業務開始打刻を押してから終了の打刻を押す間に生じた事故に対して補償します。

1. 事故が発生した場合の対処方法





<STEP5: > 見舞金支払額確定のご連絡

傷害見舞金申告書や必要書類等が完備した場合、「gigbase運営事務局タレントサポート窓口」から見舞金額をタレントへダイレクトメッセージにてお知らせします。



<STEP6: > 見舞金のお支払い

ギグベース株式会社からタレントの障害見舞金申告書で指定された口座(gigbaseアプリの登録口座)へ見舞金をお支払いします。

2. タレントへの見舞金のお支払いについて

- ・ 次の場合に見舞金をお支払いします。
- ・ 2021年12月1日0:00以降に事故があり、「医師、または柔道整復師が必要であると認める」「医師または柔道整復師が行う」治療が対象となります。

見舞金項目	見舞金支払額と限度額（タレント1名、1事故あたり）
医療見舞金	タレントが業務中に傷害を被り、治療を要し、入院または通院した場合、医療見舞金として、実際に支払った医療費用を50万円を上限としてお支払い。 （診断書を取得するための費用を含みます）
葬式費用見舞金	タレントが業務中に傷害を被った結果死亡し、葬式を行った場合、実際に支払った葬式費用を100万円を上限としてお支払い。
1日あたりの入院に伴う見舞金	タレントが業務中に傷害を被り、入院した場合、またはその後、入院後当該事故による傷害により就業不能および自宅療養となった場合、30日を上限に見舞金を支給します。 （7,500円／1日あたり）
配偶者／被扶養者への見舞金	タレントが業務中に傷害を被った結果死亡した場合、配偶者や被扶養者（18歳以下の子供）に対し、45万円を上限に見舞金を支給します。 （1名あたり15万円）

3. タレントへの見舞金内容詳細

- ・各種見舞金や費用は次の通りです。

医療見舞金

業務中に事故が発生した場合、X線検査、手術、投薬、診断書取得等の必要な医療費用（実際に支払った費用）を見舞金限度額を上限としてお支払いします。さらに救急費用についても見舞金限度額を上限としてお支払いします。

葬式費用

業務中の事故により、タレントが死亡した場合、実際に支払った葬式費用をお支払いします。

1日あたりの入院に伴う見舞金

業務中の事故により、タレントが入院（日帰り入院含む）した場合、または入院後当該事故によるケガにより就業不能および自宅療養となった場合、30日を上限に見舞金をお支払いします。ただし、医者によって、医学的見地により就業が困難であることの証明が必要となります。

配偶者／被扶養者への見舞金

業務中の事故によりタレントが死亡した場合、配偶者や被扶養者に見舞金をお支払いします。

4. 必要書類

- ・共通に必要な書類

請求する見舞金	必要書類
全ての見舞金	・ 傷害見舞金申告書

- ・各見舞金等のご請求にあたり、次の書類が必要です。

なお、診断書等には「業務中の事故により傷害を被ったこと」の明記が必要です。

請求する見舞金	必要書類
医療見舞金	・ 医師法に定める医師、または柔道整復 師によって行われた治療で病院の窓口で実際に支払った治療費の 領収証（本紙） ・ 診断書本紙（柔道整復 師による治療の場合は、施術証明書も可）
葬式費用見舞金	・ 葬儀に要した費用が分かる書類（領収証等）
1日あたりの入院に伴う見舞金	・ 病院の窓口で実際に支払った治療費の 領収証 ・ 診断書本紙（就業不能かつ自宅療養が必要な期間の明記があるもの）
配偶者／被扶養者への見舞金	・ 配偶者／被扶養者がいることを証する書類戸籍謄本、法定相続情報一覧図など

以上